

議案第175号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <u>（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u>  |     |
| <u>第6条の2 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合において、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u> |     |
| <u>2 前項の規定は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）について準用する。</u>  |     |
| <u>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、第1項後段の規定により定めた分割納付又は分割納入の各</u>   |     |

納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第1項後段の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第6条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合には、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額
- (6) 当該猶予を受けようとする金額（当該猶予をする時点において、他に徴収の猶予、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この節において「職権による換価の猶予」という。）又は法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この節において「申請による換価の猶予」という。）を受けている徴収金がある場合は、当該猶予をする時点において他に徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けている徴収金の額を加算した金額）が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その

他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 当該猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 当該猶予を受けようとする金額（当該猶予をする時点において、他に徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けている徴収金がある場合は、当該猶予をする時点において他に徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けている徴収金の額を加算した金額）が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第7号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号から第7号までに掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

（職権による換価の猶予の手続等）

第6条の4 市長は、職権による換価の猶予をする場合には、当該職権による換価の猶予をする金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。）を当該職権による換価の猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合において、当該職権による換価の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて、当該職権による換価の猶予をする期間内の各月に納付し、又は納入させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

2 第6条の2第2項から第5項までの規定は、職権による換価の猶予について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号から第5号までに掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、分割納付又は分割納入させるために市長が必要と認める書類

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第6条の5 市長は、申請による換価の猶予をする場合には、当該申請による換価の猶予をする金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。）を当該申請による換価の猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合において、当該申請による換価の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて、当該申請による換価の猶予をする期間内の各月に納付し、又は納入させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

2 第6条の2第2項から第5項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。

3 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第6条の3第1項第2号から第4号まで、第

6号及び第7号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第6条の3第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第6条の3第1項第6号及び第7号に掲げる事項

(2) 第6条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第6条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 猶予に係る金額（当該猶予をする時点において、他に徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けている徴収金がある場合は、当該猶予する時点において他に徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けている徴収金の額を加算した金額）が100万円以下である場合

(2) 猶予期間が3月以内である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

(市民税の申告)

第28条 [略]

2～7 [略]

8 新たに第14条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を市長に申告しなければならない。

9 [略]

(市民税の減免)

(市民税の申告)

第28条 [略]

2～7 [略]

8 新たに第14条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を市長に申告しなければならない。

9 [略]

(市民税の減免)

第47条 [略]

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

(2) [略]

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 [略]

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第71条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税及び都市計画税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

2 [略]

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申出)

第72条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の案分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(5) [略]

第47条 [略]

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 [略]

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第71条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(4) [略]

2 [略]

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申出)

第72条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の案分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(5) [略]

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の案分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下この項及び第83条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第83条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第83条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第83条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(6) [略]

3・4 [略]

（固定資産税の減免）

第80条 [略]

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(6) [略]

3 [略]

（住宅用地の申告）

第83条 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の案分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下この項及び第83条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第83条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第83条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第83条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(6) [略]

3・4 [略]

（固定資産税の減免）

第80条 [略]

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) [略]

3 [略]

（住宅用地の申告）

第83条 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続

き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

2 [略]

(被災住宅用地の申告)

第83条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) [略]

2 [略]

(軽自動車税の減免)

第96条 [略]

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の所有者等の氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番

き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) [略]

2 [略]

(被災住宅用地の申告)

第83条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) [略]

2 [略]

(軽自動車税の減免)

第96条 [略]

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。



号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地）

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 [略]

（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）

第97条 [略]

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) [略]

3・4 [略]

（特別土地保有税の減免）

第120条 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受け

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 [略]

（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）

第97条 [略]

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) [略]

3・4 [略]

（特別土地保有税の減免）

第120条 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受け

ようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第134条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

(事業所税の申告納付)

第143条 [略]

2・3 [略]

4 市内において事業所等を設けて事業を行う法人又は個人で各事業年度又は各個人に係る課税期間について納付すべき事業所税額のないもののうち、課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する各事業所等に係る事業所床面積の合計床面積が800平方メートルを超え又は従業者の数の合計数が80人を超えるものは、法人にあつては各事業年度終了の日から2月以内に、個人にあつてはその年の翌年3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 申告者の住所又は事業所等の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下事業所税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、申告者の住所又は事業所等の所在地及び氏名又は名称）

(2) 市内において事業を行う事業所等の所在地、

ようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) [略]

3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第134条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2)・(3) [略]

(事業所税の申告納付)

第143条 [略]

2・3 [略]

4 市内において事業所等を設けて事業を行う法人又は個人で各事業年度又は各個人に係る課税期間について納付すべき事業所税額のないもののうち、課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する各事業所等に係る事業所床面積の合計床面積が800平方メートルを超え又は従業者の数の合計数が80人を超えるものは、法人にあつては各事業年度終了の日から2月以内に、個人にあつてはその年の翌年3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2) 事業所等の所在地、名称及び事業期間

名称及び事業期間

- (3) 市内において事業を行う事業所等の事業所床面積及び従業者数
- (4) [略]

(事業所税の賦課徴収に関する申告の義務)

第148条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者（法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度の中途において解散若しくは合併した法人又は年の中途において事業を廃止した個人で、第143条第1項又は第2項の規定により事業所税を申告納付するべきものを除く。）は、その新設又は廃止の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 申告者の住所又は事業所等の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、申告者の住所又は事業所等の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 市内において新設し、又は廃止した事業所等の所在地
- (3) 市内において事業所等を新設し、又は廃止した年月日
- (4) 市内において新設し、又は廃止した事業所等の事業所床面積及び従業者数
- (5) [略]

2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から2月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 貸付けを行う者の住所又は事業所等の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事業所等の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(5) [略]

3 [略]

(事業所税の減免)

第150条 [略]

2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は事業所等の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は

- (3) 事業所等の事業所床面積及び従業者数
- (4) [略]

(事業所税の賦課徴収に関する申告の義務)

第148条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者（法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度の中途において解散若しくは合併した法人又は年の中途において事業を廃止した個人で、第143条第1項又は第2項の規定により事業所税を申告納付するべきものを除く。）は、その新設又は廃止の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称

(2) 事業所等の所在地

(3) 事業所等を新設し、又は廃止した年月日

(4) 事業所等の事業所床面積及び従業者数

(5) [略]

2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から2月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 貸付けを行う者の住所及び氏名又は名称

(2)～(5) [略]

3 [略]

(事業所税の減免)

第150条 [略]

2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称

事業所等の所在地及び氏名又は名称)

(2) 市内において事業を行う事業所等の所在地

(3)・(4) [略]

3 [略]

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第2項に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所

(2) 事業所等の所在地

(3)・(4) [略]

3 [略]

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) [略]

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第2項に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) [略]

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)・(3) [略]

4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第4項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(6) [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完

(2)・(3) [略]

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) [略]

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) [略]

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第4項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完

了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(6) [略]

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(6) [略]

（宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等）

第30条 [略]

2 法附則第29条の5第2項の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。

了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) [略]

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) [略]

（宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等）

第30条 [略]

2 法附則第29条の5第2項の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してなければならない。

(1) 所有者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

3 法附則第29条の5第4項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

4 法附則第29条の5第5項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

（東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第56条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) [略]

2 [略]

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の案分の申出は、

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)～(4) [略]

3 法附則第29条の5第4項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)～(4) [略]

4 法附則第29条の5第5項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)～(4) [略]

（東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第56条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) [略]

2 [略]

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の案分の申出は、

|  |   |
|--|---|
| <p>同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p> | <p>同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所及び氏名</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p> |
|--|---|

（さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年さいたま市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中第14条の改正を次のように改める。

|  |  |
|--|--|
| <p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 [略]</p> | <p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 <u>外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 [略]</p> |
|--|--|

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>附 則<br/>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>第1条中第14条第2項の改正、第45条第2項及び第5項の改正、第48条第1項の改正、第91条（第2号ア(イ)から(エ)までに係る部分を</u></p> | <p>附 則<br/>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>第1条中第14条第2項及び第3項の改正、第45条第2項及び第5項の改正、第48条第1項の改正、第91条（第2号ア(イ)から(エ)まで</u></p> |



除く。)の改正並びに第143条第1項の改正並びに附則第31条を削る改正、附則第32条の改正及び附則第31条の次に1条を加える改正並びに次条第2項、附則第4条第2項、第5条及び第6条(改正後の条例附則第32条第1項に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(6) [略]

に係る部分を除く。)の改正並びに第143条第1項の改正並びに附則第31条を削る改正、附則第32条の改正及び附則第31条の次に1条を加える改正並びに次条第2項、附則第4条第2項、第5条及び第6条(改正後の条例附則第32条第1項に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(6) [略]

第3条 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年さいたま市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  |                         |   | 改正前  |               |   |
|--|-------------------------|---|--|---------------|---|
| 附 則<br>(市たばこ税に関する経過措置)<br>第4条 [略]<br>2～6 [略]<br>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第11条、第106条第4項及び第5項、第106条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |                         |   | 附 則<br>(市たばこ税に関する経過措置)<br>第4条 [略]<br>2～6 [略]<br>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第11条、第106条第4項及び第5項、第106条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |               |   |
| [略]  |                         |   | [略]  |               |   |
| 第106条<br>第4項   | 法第475<br>条第2項           | 平成27年<br>改正法附則<br>第20条第<br>7項の規定<br>により読み<br>替えて適用<br>する法第4<br>75条第2<br>項 | 第106条<br>第4項   | 法第475<br>条第2項 | 平成27年<br>改正法附則<br>第20条第<br>7項の規定<br>により読み<br>替えて適用<br>する法第4<br>75条第2<br>項 |
|  | 施行規則第<br>34号の2<br>様式又は第 | 平成27年<br>改正法附則<br>第20条第   |  |               |   |

|     |               |               |
|-----|---------------|---------------|
|     | 34号の2<br>の2様式 | 4項に規定<br>する様式 |
| [略] |               |               |

8・9 [略]

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                         |               |   |
|-------------------------|---------------|---|
| [略]                     |               |   |
| 第7項の表<br>第106条<br>第4項の項 | 附則第20<br>条第7項 | 附則第20<br>条第10項<br>において準<br>用する同条<br>第7項 |
|                         | 附則第20<br>条第4項 | 附則第20<br>条第10項<br>において準<br>用する同条<br>第4項 |
| [略]                     |               |   |

11 [略]

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                         |               |   |
|-------------------------|---------------|---|
| [略]                     |               |   |
| 第7項の表<br>第106条<br>第4項の項 | 附則第20<br>条第7項 | 附則第20<br>条第12項<br>において準<br>用する同条<br>第7項 |
|                         | 附則第20<br>条第4項 | 附則第20<br>条第12項<br>において準<br>用する同条<br>第4項 |
| [略]                     |               |   |

13 [略]

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                |               |                |
|----------------|---------------|----------------|
| [略]            |               |                |
| 第7項の表<br>第106条 | 附則第20<br>条第7項 | 附則第20<br>条第14項 |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     |  |  |
| [略] |  |  |

8・9 [略]

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                         |               |   |
|-------------------------|---------------|---|
| [略]                     |               |   |
| 第7項の表<br>第106条<br>第4項の項 | 附則第20<br>条第7項 | 附則第20<br>条第10項<br>において準<br>用する同条<br>第7項 |
|                         |               |   |
| [略]                     |               |   |

11 [略]

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                         |               |   |
|-------------------------|---------------|---|
| [略]                     |               |   |
| 第7項の表<br>第106条<br>第4項の項 | 附則第20<br>条第7項 | 附則第20<br>条第12項<br>において準<br>用する同条<br>第7項 |
|                         |               |   |
| [略]                     |               |   |

13 [略]

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                |               |                |
|----------------|---------------|----------------|
| [略]            |               |                |
| 第7項の表<br>第106条 | 附則第20<br>条第7項 | 附則第20<br>条第14項 |

|       |           |                         |       |  |               |
|-------|-----------|-------------------------|-------|--|---------------|
| 第4項の項 |           | において準用する同条第7項           | 第4項の項 |  | において準用する同条第7項 |
|       | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |       |  |               |
| [略]   |           |                         | [略]   |  |               |

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中第28条第8項の改正、第47条第2項第3号の改正、同号を同項第4号とする改正、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項第1号として1号を加える改正、第71条第1項、第72条第1項及び第2項、第80条第2項第1号、第83条第1項及び第83条の2第1項の改正、第96条第2項第4号の改正、同号を同項第5号とする改正、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号として1号を加える改正並びに第97条第2項第1号、第120条第2項第1号、第134条、第143条第4項、第148条第1項及び第2項並びに第150条第2項第1号及び第2号の改正並びに附則第19条、第30条第2項から第4項まで並びに第56条第1項及び第3項の改正並びに附則第3条の規定 平成28年1月1日
- (3) 第1条中第6条の次に5条を加える改正並びに第47条第2項各号列記以外の部分、第80条第2項各号列記以外の部分、第96条第2項各号列記以外の部分、第97条第2項各号列記以外の部分、第120条第2項各号列記以外の部分及び第150条第2項各号列記以外の部分の改正並びに次条の規定 平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」と

いう。) 第6条の2、第6条の3及び第6条の6 (地方税法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第2号。以下この項において「平成27年改正法」という。)) 附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法 (昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。)) 第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。) の規定は、平成28年4月1日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法 (以下この条において「28年旧法」という。)) 第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第6条の4及び第6条の6 (28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。) の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第6条の5及び第6条の6 (28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。) の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(事業所税に関する経過措置)

第3条 改正後の条例第143条第4項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業及び平成28年以後の年分の個人の事業 (同項の規定による申告書の提出の対象となるものに限る。) に係る申告書について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業及び平成27年分までの個人の事業 (同項の規定による申告書の提出の対象となるものに限る。) に係る申告書については、なお従前の例による。